

指定管理者による公の施設の 管理運営等に係る評価結果報告書

令和 3 年 4 月

敦賀市指定管理者評価委員会

目 次

1	令和2年度評価対象施設	1
2	評価の実施方法	2
3	評価結果	6
(1)	期末評価	6
①	敦賀市福祉総合センター	6
②	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場	9
(2)	中間評価	12
①	敦賀市駅前立体駐車場	12
資料1	敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿	14
資料2	敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過	14
資料3	敦賀市指定管理者評価委員会設置条例	15
資料4	指定管理者制度導入施設一覧 令和2年4月1日現在	16

1 令和2年度評価対象施設

敦賀市では、令和2年4月1日現在、14施設において指定管理者制度を導入している。評価委員会による評価は、このすべての指定管理者制度導入施設を対象とし、指定期間5年（標準）の施設であれば、指定期間の2年目（1年目の管理運営業務等の評価）を中間評価、4年目（3年目の管理運営業務等の評価）を期末評価として評価を実施することとしている。なお、指定期間が4年以下の施設にあっては、中間・期末を兼ねて1回の評価で実施することとする。

以上を踏まえ、今年度は下記の4施設（3指定管理者）を評価委員会評価の対象として評価を実施した。

<令和2年度評価対象施設>

施設名	指定管理者	指定期間	評価種別
敦賀市福祉総合センター	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日	期末評価
敦賀駅交流施設	株式会社エコシステム	平成30年4月1日 ～令和4年3月31日	期末評価
敦賀駅前広場			
敦賀市駅前立体駐車場	タイムズ24(株)・タイムズサービス(株)グループ	令和元年6月29日 ～令和6年3月31日	中間評価

2 評価の実施方法

敦賀市指定管理者評価委員会による指定管理者の評価は、「施設の管理運営状況の評価」「指定管理者の財務状況の確認」により実施した。

(1) 施設の管理運営状況の評価

評価委員会は、指定管理者の自己評価、市（施設所管課）の評価等について市から報告を受け、管理運営の状況や評価の内容について実地調査や指定管理者・施設所管課へのヒアリング等の実施により確認し、評価を行った。

① 評価項目について

◆ 評価項目（大項目）の設定

評価項目の大項目は、「業務の履行状況の確認」「サービスの質の確認」「サービス提供の継続性と安定性」の3つとした。

◆ 評価項目（小項目）の設定

大項目ごとに、具体的な評価項目として、小項目とその確認内容を設定した。

今年度評価における評価項目（小項目）については、大項目ごとに下記のとおりとした。

ア. 業務の履行状況の確認

評価項目(小項目)	確認内容
開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか。
職員配置	適切な人員配置がされたか。
職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか。
使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか。
利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか。
保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか。
清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか。
修繕業務	修繕業務は適切に行われたか。
事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか。
利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か。
利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか。
施設賠償責任保険の加入	施設賠償責任保険に加入しているか。
利用者の安全確保対策	事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか。
緊急時対応	緊急時・防災時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか。
個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か。
情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か。
備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか。

イ. サービスの質の確認

評価項目(小項目)	確認内容
利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか。
接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か。
施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか。
利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか。 パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか。
維持管理業務	日常清掃業務や衛生管理は適切か。
施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか。
事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか。 (例) 開催状況、利用者の満足度 等
自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか。
目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか。

ウ. サービス提供の継続性と安定性

評価項目(小項目)	確認内容
経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか。
事業収支	事業収支は妥当か。
人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か。
外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か。

② 評価基準について

◆ 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価項目(小項目)に係る評価基準については、「指定管理者の自己評価」「施設所管課の評価」「指定管理者評価委員会の評価」の各評価において、下記の規準により評価を行った。

ア. 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価	判定基準
A	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされ、適正であると認められる。
C	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

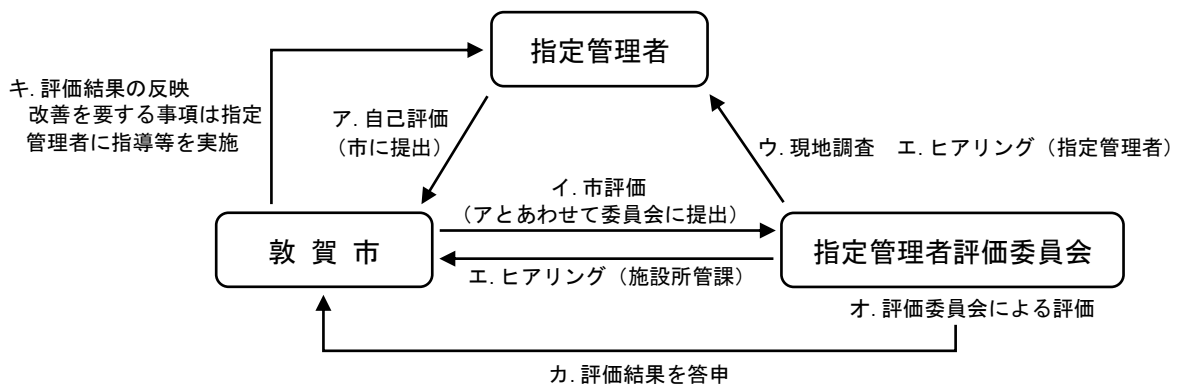
◆ 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

指定管理者評価委員会については、評価項目（小項目）の評価を行った上で、それに基づき評価項目（大項目）及び当該施設に係る総合評価を下記の規準により評価を行った。

イ. 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

評価	判定基準
小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合	
A	評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。
B	評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。
C	評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。
D	評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。

③ 評価の枠組み及び業務フロー



ア. 指定管理者による自己評価→評価結果を市（施設所管課）へ提出 [指定管理者]

イ. 市（施設所管課）による評価→アを付して評価結果を評価委員会へ提出
[市（施設所管課）]

ウ. 対象施設の現地調査 [評価委員会]

エ. 指定管理者、施設所管課へのヒアリング [評価委員会]

※今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地調査実施後にメールにて実施した。

オ. 評価委員会による評価（項目別評価、総合評価） [評価委員会]

カ. 評価結果を市へ答申 [評価委員会]

キ. 指定管理者と評価結果を共有し、改善を要する事項は指定管理者に指導等を実施
[市（施設所管課）及び指定管理者]

(2) 指定管理者の財務状況の確認

指定期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないよう、指定管理者の経営母体について、指定管理者評価委員会で財務状況の確認を行っている。

なお、財務状況の確認については、あくまでも指定管理者の業務継続性の指標とするための確認行為であり、確認の結果、経営母体の財務状況の悪化等が認められた場合であっても、これにより経営母体の経営に対する指導、指示等を行うものではない。

<財務状況の確認方法>

- ・財務状況の確認は、主に指定管理者の経営母体の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）を、指標等を用いて確認することにより実施した。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の財務諸表等（直近3事業年度）とした。なお、指定管理者が共同事業体である場合は、構成するすべての団体等の財務諸表等の提出を、また、指定管理者である団体等が、その親会社又は子会社と連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出を求めることとしている。

令和2年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市福祉総合センター	施設所在地	敦賀市東洋町4番1号
指定管理者名	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会	施設所管課	福祉保健部 地域福祉課
指定期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	地域における福祉活動の拠点の場として、各種社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を推進し、住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設等の維持管理業務 ・総合的な管理に関する業務 ・条例第1条の目的を達成するための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター(A型)の必須事業 ・施設等の管理に関する経理業務 ・利用者サービス提供事業に関する業務 ・その他必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
① 業務の履行状況の確認		B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか	B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか	A	・人員配置の工夫の様子が伺える。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか	B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか	B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか	B	・他の公共施設と比較を行った上で、福祉関係利用者以外の利用料金について見直しを行ってはどうか。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか	A	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか	B	・各箇所に気を配っている様子が伺えたが、部屋によっては若干匂いのするところもあり、可能であれば是正願いたい。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか	B	・壁紙がはがれているところや、利用者向けの洗面所において、洗面台下部がむき出しになっており、利用者のケガのリスクがある箇所が見られたため、市と指定管理者で協議の上で対応を願いたい。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか	A	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か	C	・コロナ禍の影響もあるとはいえ、稼働率が低いように見られる。市民が利用したくなるような取組を模索して利用者を増加させる仕組みが必要と考える。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか	C	・施設の特性上、利用者が限られているように思われる。特に福祉関係利用者以外への利用ニーズ調査等により、市民が利用したくなるような取組を模索して利用者を増加させる仕組みが必要と考える。
12	施設賠償責任保険の加入	施設賠償責任保険に加入しているか	B	
13	利用者の安全確保対策	事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	

14	緊急時対応	緊急時・防災時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	
15	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	
16	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	
17	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	・年に複数回、備品の現物確認を行っている証憑は確認できたが、備品シールが剥がれているものもあり、適切に備品台帳との整合性を確認できているか疑義有り。備品台帳にもとづき管理番号がわかるようにシールを貼りなおすべきである。
			小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目評価	B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか		B	・アンケートの回収数が少ない。アンケートはあくまで利用者からの声を拾う手段の一つであるが、設置場所や実施方法の検討により、利用者の意見を聞く努力を行うべきである。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か		B	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか		B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか		B	
5	維持管理業務	日常清掃業務や衛生管理は適切か		B	
6	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか		B	
7	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等		B	
8	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか		B	
9	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか		B	
			小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・少額であるが、資金収支は年々マイナスとなっており、指定管理者側からは、指定管理料が足りないとの回答を得ている。修繕の必要な箇所も存在するが、経費削減の取り組みに期待したいところである。
2	事業収支	事業収支は妥当か			C	・当該指定管理事業は、当該施設の利用・維持管理を主な目的としていることから、その部分に係る経費のみを計上すべきと考えるが、他の福祉事業との費用(人件費を含む)の負担割合の按分が適切であるかどうかを十分に検証する必要がある。 ・敦賀市社会福祉協議会が指定管理者となって以降、例年赤字が計上されており、他の事業会計から繰入を行うことによって補填しているが、収支均衡を図ろうとする動機付け(モチベーション)を高めていく必要がある。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	・当該指定管理事業は、当該施設の利用・維持管理を主な目的としていることから、その部分に係る経費のみを計上すべきと考えるが、他の福祉事業との費用(人件費を含む)の負担割合の按分が適切であるかどうかを十分に検証する必要がある。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者 評価委員会 による総評	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の工夫の様子が伺える。 ・「利用状況」「利用促進の取組」については、もっとがんばってほしいという希望からC判定とした。 ・アンケートの実施方法、設置場所等については再検討の必要があると思われる。 	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	財政状況は健全であり、収支のバランスは概ね良好である。
-------------------------	----------	------------------------------	-----------------------------

令和2年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場	施設所在地	(駅交流施設)敦賀市鉄輪町1丁目1番19号 (駅前広場)敦賀市白銀町9番地2
指定管理者名	株式会社 エコシステム	施設所管課	都市整備部 新幹線整備課
指定期間	平成30年4月1日～令和4年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	(駅交流施設)市民の交流の場を提供するとともに、敦賀市の商工業及び観光の振興に寄与するため (駅前広場)敦賀駅前における公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、にぎわいを創出し、人々の交流を促進するため		
管理業務の内容	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場の管理運営に関すること		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準
小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。				
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか	A	・開館時間以外にもJR電車遅延等の緊急時対応を行っており、評価できる。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか	C	・退職者が多く、安定的に人員を配置できる、長く勤めてもらうための環境づくりが必要である。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか	B	・研修は外部委託も利用し適切に実施されているが、退職者が多く十分な研修を実施出来ないという一面もある。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか	B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか	B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか	B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか	B	・トイレの汚れが目立つように感じた。駅利用者が多く利用するため、止む無しとも考えられるが、他の駅トイレの清掃状況とも比較する等、清潔感維持のための工夫が必要
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか	B	・(過去)軽微な修繕について実施するまでに時間を要した。 ・(現状)緊急修繕を要する箇所は見受けられなかった。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか	B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か	B	・学生が長時間独占的に利用しているケースもあり、多くの利用者が満足して利用できるような取り組みが必要である。(混雑時は時間制限等)
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか	B	・SNSでの積極的な情報発信等、利用促進に注力している。
12	施設賠償責任保険の加入	施設賠償責任保険に加入しているか	B	
13	利用者の安全確保対策	事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	
14	緊急時対応	緊急時・防災時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	

15	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	
16	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	
17	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	C	・備品台帳への記載漏れがあった。

小項目 評価 基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
-----------------	---

② サービスの質の確認	大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
-------------	-----------	----------	-----------------	--

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	・ニーズに対応した改善がされているので、それが利用者にも見える化できるとよりよい。 ・学生の長時間利用問題への対応が必要。 ・利用者に公平な施設であるべき。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B	・PDCAを回すため、ニーズの一覧だけではなく、ニーズへの対応状況を取りまとめて、改善状況を確認する工夫が必要
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	
5	維持管理業務	日常清掃業務や衛生管理は適切か	B	
6	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	・地元企業が2店舗テナント入居しているが、施設のレイアウトの問題もあり、顧客の導線から目立たないように感じる。顧客誘引の対策を講じる等の工夫が必要
7	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	
8	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	B	
9	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	B	

小項目 評価 基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
-----------------	---

③ サービス提供の継続性と安定性	大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
------------------	-----------	----------	-----------------	--

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか	B	・エコシステム本体と、オルパークの部門別決算書があると、より内容が分かるのではないかと。次回以降提出を求められるのかどうか検討。
2	事業収支	事業収支は妥当か	B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か	B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か	B	

小項目 評価 基準	A:事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B:事業計画等に基づく経営がなされている。 C:概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D:事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。
-----------------	--

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合評価基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評	指定管理者		・開館時間以外にもJR電車遅延等の緊急時対応を行っており、評価できる。 ・利用者ニーズへの対応状況の取りまとめなど、誰にでも使いやすい施設にする取組みを行う必要がある。

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る指定管理者評価委員会の所見	財政状況は健全であり、収支のバランスは概ね良好である。
-------------------------	----------	----------------------	-----------------------------

令和2年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市駅前立体駐車場	施設所在地	敦賀市鉄輪町1丁目101番地
指定管理者名	タイムズ24(株)・タイムズサービス(株)グループ	施設所管課	都市整備部 新幹線整備課
指定期間	令和元年6月29日～令和6年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため		
管理業務の内容	敦賀市駅前立体駐車場の管理運営に関すること		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
① 業務の履行状況の確認		大項目 評価 B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか	B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか	B	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか	B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか	B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか	B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか	B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか	A	・施設は清潔に保たれている。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか	B	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか	B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か	A	・令和元年度は当初の目標を上回る利用があった。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか	B	・「駅前駐車場」の特性のもと、利用者増加の取り組みは行いにくい。
12	施設賠償責任保険の加入	施設賠償責任保険に加入しているか	B	
13	利用者の安全確保対策	事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	・上場企業グループにおけるマニュアルが適正に制定されている。
14	緊急時対応	緊急時・防災時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	・上場企業グループにおけるマニュアルが適正に制定されている。
15	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	・上場企業グループにおけるマニュアルが適正に制定されている。
16	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	・上場企業グループにおけるマニュアルが適正に制定されている。
17	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	
		小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			A	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	維持管理業務	日常清掃業務や衛生管理は適切か			B	
6	施設運營業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
7	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
8	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	
9	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者 評価委員会 による総評	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設は清潔に保たれている。 施設の特性上、利用者増加の取り組みは行いにくい。 上場企業グループにおけるマニュアルが適正に制定されている。 	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	財政状況は健全であり、収支のバランスは概ね良好である。
-------------------------	----------	------------------------------	-----------------------------

資料 1

令和2年度敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職	選出区分
委 員 長	杉 山 友 城	福井県立大学地域経済研究所准教授	学識経験者
副 委 員 長	田 畑 裕 司	中小企業診断士	学識経験者
委 員	木 野 仁 彦	公認会計士	学識経験者
委 員	竹 長 妙	税 理 士	学識経験者

資料 2

令和2年度敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過

会 議	開 催 日	内 容
第1回委員会	令和3年2月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱、委員長・副委員長選出 ・ 諮問書の交付 ・ 令和2年度評価対象施設の概要説明 ・ 評価の進め方、評価項目や評価基準の設定について審議
第2回委員会 (現地調査)	令和3年2月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①敦賀市福祉総合センター ②敦賀駅交流施設・敦賀駅前広場 ③敦賀市駅前立体駐車場
第3回委員会	令和3年3月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設の評価結果取りまとめ ・ 評価報告書記載内容の検討 ・ 評価結果の公表方法の検討

資料 3

敦賀市指定管理者評価委員会設置条例（令和 2 年 3 月 23 日条例第 4 号）

（設置目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理運営の評価を公平かつ適正に実施するため、同法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営及び指定管理者の経理状況の評価に関する事項を所掌する。

2 委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験その他専門知識を有する者

（2）その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は 2 親等内の親族が評価の対象となる指定管理者の役員その他これに類する地位にある場合又は当該指定管理者と直接の利害関係にある場合は、当該指定管理者の評価に係る議事に加わることができない。

（秘密の保持）

第 6 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料 4

指定管理者制度導入施設一覧（令和2年4月1日現在）

No.	施設名	現指定期間	指定管理者	所管課
1	敦賀市福祉総合センター	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会 福祉協議会	地域福祉課
2	敦賀市立やまびこ園	平成28年4月1日 ～令和3年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会 福祉事業団	
3	敦賀市立子ども発達支援 センター	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	社会福祉法人ウエルビー イングつるが	
4	きらめきみなと館	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	株式会社クリンテック	商工貿易振興課
5	敦賀市公設地方卸売市場	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日	福井県農業協同組合	農林水産振興課
6	敦賀市黒河農村ふれあい 会館	平成28年4月1日 ～令和3年3月31日	敦賀市黒河農村ふれあい 会館管理運営委員会	
7	敦賀市農産物直売所	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日	企業組合敦賀マルシェ	
8	敦賀赤レンガ倉庫	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	株式会社丹青社	新幹線 まちづくり課
9	敦賀駅交流施設 及び	平成30年4月1日	株式会社エコシステム	新幹線整備課
10	敦賀駅前広場	～令和4年3月31日		
11	敦賀市駅前立体駐車場	令和元年6月29日 ～令和6年3月31日		
12	敦賀市民文化センター	平成31年4月1日 ～令和5年3月31日	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	文化振興課
13	敦賀市武道館	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	公益社団法人敦賀市シル バー人材センター	スポーツ振興課
14	敦賀市きらめきスタジアム	平成28年4月1日 ～令和3年3月31日	敦賀市ソフトボール協会	